

この度、当学会理事に1名（放射線科）の欠員が生じました。当学会役員・評議員選任規定第10条7により、前回理事選挙次点者の東野正幸先生が理事に選出されました。

なお、本件は6月29日開催の評議員会及び7月1日開催の総会で承認されました。

役員・評議員選任規定第10条-7：理事に欠員を生じたときは、欠員となった理事の専門科で、前回の理事選挙における次点者を繰り上げて補充する。当該専門科にて次点者が不在の場合は全科での次点者を繰り上げて補充する。その任期は前任者のそれを引き継ぐ。